

タックスヘイブン税制に最高裁判決

Q : タックスヘイブン税制について、最高裁の判決が下されたそうですが、どのような内容だったのですか？

A : 特定外国子会社の欠損金は、日本の親会社で損金算入することはできないとする判決が下されました。

【解説】

タックスヘイブン対策税制とは、いわゆる軽課税国に本店等を有する外国関係会社が、その発行済み株式総数の50%超を内国法人によって保有されている場合には、その支配している内国法人が保有する株式数に対応する特定外国子会社の留保金を、その内国法人の益金に算入するという規定ですが、この裁判は、この逆の場合、すなわち、タックスヘイブンに設立されたこの特定外国子会社の欠損金が日本の親会社で損金算入できるかどうかについて争われたものです。

一審では、納税者の主張が認められ特定外国子会社の欠損を内国法人の損金の額に算入することが認められましたが、二審では逆転判決が下されていました。

最高裁では、特定外国子会社等に生じた欠損金は、法人税法22条3項により、内国法人の損金に算入されないのは明らかとしたうえで、特定外国子会社の所得が内国法人の益金に算入される関係にあることをもって、特定外国子会社の欠損金を内国法人の損金に算入することができるとは解することはできないというべきとして納税者の上告を棄却しました。

